



The Netherlands: Japan Desk Updates

November 2010

Japan Desk Updates

プライスウォーターハウスクーパースアムステルダム事務所は、プライスウォーターハウスクーパース (PwC) グローバルネットワークのオランダにおけるメンバー ファームです。会計監査、記帳代行、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、金融、不動産関連など幅広い分野においてサービスを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザリーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 151 カ国に 163,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どものジャパンデスクを皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

プライスウォーターハウスクーパース
アムステルダム ジャパンデスク
Thomas R. Malthusstraat 5
P.O. Box 90358
1006 BJ Amsterdam
The Netherlands
<http://www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/netherlands/index.jhtml>

(ジャパンデスク窓口)
マネージャー 公認会計士 八木正憲
+31 (0)88 792 56 68

マネージャー 公認会計士 税理士 白土晴久
+31 (0)88 792 73 13

2011 年度オランダ税制改正について

2010年9月21日、オランダ政府は2011年度の税制改正案を発表しました。この改正案は企業活動を促進、活発化させるというオランダ政府の方針に沿ったものとなっております。

2010年11月18日のオランダ議会の下院 (the Dutch House of Representatives) による税制改正案の可決を受け、以下では税制改正案のうち重要と考えられる事項につき要点をご説明しております。なお、2010年12月に上院 (the Dutch Senate) が承認する予定であり、税制改正案の多くは、2011年1月1日から適用となる見込みです。

法人税率の引下げと段階税率の修正

本税制改正案では、法人税の最高税率を 25.5% から 25% に引き下げることとなっております。この最高税率は 200,000 ユーロを超える所得に対して適用されます。一方で 200,000 ユーロ以下の所得については 20% の税率が適用されます。40,000 ユーロから 200,000 ユーロまでの所得に対する 23% の税率は、2009 年及び 2010 年において既に適用が停止されていましたが、本税制改正案において完全に廃止される見込みです。

法人税における繰戻還付の特別措置の延長

現行の法令において、オランダ法人税では繰戻還付に関し 1 事業年度から 3 事業年度への適用対象期間の延長を選択することができます。しかしながら、延長を選択した場合、欠損金の繰越が 9 年間から 6 年間に制限されます。現在、当該措置は時限立法として 2009 年及び 2010 年においてのみ適用されることになっていましたが、現在の税制改正案では当該特別措置が 2011 年まで延長されることが含まれています。

追加 2 事業年度に関して欠損の繰戻還付を受ける場合、その上限は 10 百万ユーロ(約 11 億円)が上限となることは従来どおりです。すなわち、欠損の繰戻還付を受けるにあたって、追加で適用となる各事業年度において最大で 10 百万ユーロ(約 11 億円)の欠損が繰戻還付の対象となることとなります。

特別償却に関する特別措置の延長

2009 年及び 2010 年に実施した設備投資は、一定の条件を充足する場合、特定の事業用資産につき任意の償却を認める特別償却の適用を受けることが可能です。この特別償却では、取得原価の最大 50% が償却可能となります。最初事業年度で取得価額の 50% の減価償却の認識がなかった場合、残りの特別償却可能額は、次年度又はその翌事業年度で償却することが可能です。こうした任意償却額は、事業用資産を実際に事業に供する前に、当該設備投資に関して実際に支払った金額を超えることはできません。

当該特別償却に関する特別措置は、オランダ政府の緊急措置として 2009 年度に導入され 2010 年度で延長されておりますが、2011 年度についても同様に特別償却を認めることが本税制改正案において、盛り込まれております。

非居住者に該当する法人の課税事業年度("Fiscal Year")について

現在、非居住者に該当する法人の課税事業年度は、居住者に該当する法人の課税事業年度の設定と異なっております。居住者である法人の課税事業年度は、会計事業年度と同様になるとされてきましたが、非居住者である法人の課税事業年度は暦年になるとされており、必ずしも会計事業年度と一致するとは限りませんでした。こうした居住者と非居住者の法人間の差異を解消することが本税制改正案に含まれています。この結果、非居住者である法人の課税事業年度は会計事業年度と一致することとなります。当該改正案は、2012 年 1 月 1 日以降に開始する会計事業年度より適用される予定です。

不動産取引税("Real Estate Transfer Tax")に関する不動産法人("Real Estate Entity")の判定

一定の条件に該当する場合、不動産法人の株式の取得は、不動産取引税の課税対象となります。当該規定の適用を回避するため意図的に不動産法人に該当しないようにする行為に対して、不動産の所在地を問わず不動産が総資産の 50% 超であり、かつ、オランダの不動産が総資産の 30% 以上であれば不動産法人に該当するように判定基準を改正する予定です(総資産テスト)。従って、総資産の 50% 超が不動産から構成されるかはオランダ国外の不動産も考慮されることとなります。この判定基準の変更は、総資産の 70% がオランダの不動産から構成されることを判定基準とする既存の規定と比較して、不動産取引税の課税対象範囲が広がることとなります。なお、通常の事業遂行のための未収金などを除き、上記の 2 段階の総資産テストでは、不動産取得法人への貸付金、及び不動産取得法人からの借入等により取得した資産については、資産としてカウントせず判定における分母から除かれることとなります。

総資産テストの実施において、一方の法人が他方の法人の 3 分の 1 以上の持分を保有している場合、他方の法人の資産負債の持分比率に比例して一方の法人の資産負債として考慮するように変更される予定です。また、その他回避行為を防止するため、「関連する契約に従った取得」という概念についても、同一グループ内の不動産の取得を含むこととされる予定です。さらに、持分の移転が既存の株式の他の種類の株式への変更を通じて行うようなケースを防止するため、既に保有する株式に関して追加的に権利を取得するような場合についても、明確に不動産取引税の課税対象となることが明記される予定です。

以上

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

プライスウォーターハウスクーパース
アムステルダム事務所 ジャパンデスク
Thomas R. Malthusstraat 5
P.O. Box 90358
1006 BJ Amsterdam
The Netherlands
<http://www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/netherlands/index.jhtml>

【会計・監査】

パートナー	バート クールストラ	+31-(0)88 792 5311	bart.koolstra@nl.pwc.com
マネージャー	八木正憲	+31-(0)88 792 5668	masanori.yagi@nl.pwc.com

【税務】

パートナー	ポール ファン オーフェンロフ	+31-(0)88 792 6357	paul.van.overloop@nl.pwc.com
シニア・マネージャー	アルノ グルーネウット	+81-(0)3 5251 2933	arno.a.groenewoud@jp.pwc.com
マネージャー	ピーター ヤンソン	+31-(0)88 792 6642	pieter.janson@nl.pwc.com
マネージャー	白土晴久	+31-(0)88 792 7313	h.shirato@nl.pwc.com